

公益財団法人 KAWAJIRI FOUNDATION

川尻育英奨学金 令和7年度募集要項

本奨学金の趣旨 ——

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な経済系学部在籍の大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与しようとするものです。

本奨学金の特色 ——

- ・この奨学金は給付型のため返還義務はありません。
- ・奨学生の進路等についてこの法人は関与いたしません。
- ・他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。

1. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 国内の大学の経済系学部※に在籍する学部3年生であること
- (3) 応募締切日時点で年齢25才以下であること
- (4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- (5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

※経済学部、経営学部及び商学部、並びにこれらに類するもの（例：政治経済学部経済学科、社会・国際学群社会学類経済学主専攻、理工学部経営工学科）

<応募の目安※>

- ・学業成績：GPA（Grade Point Average）が3.0以上であること
- ・家計状況：収入・所得が下表に記載の金額以下であること

世帯人数	給与所得者 (源泉徴収票の <u>支払金額</u>)	給与所得者以外 (確定申告書等の <u>所得金額</u>)
2人世帯	500万円	200万円
3人世帯	600万円	250万円
4人世帯	700万円	300万円
5人世帯	800万円	370万円
6人世帯	900万円	440万円

※この目安は、応募の是非を検討される際の一指標としてご参考いただきたい情報であり、
応募条件ないしは合格基準を意味するものではありません

2. 募集期間

令和7年4月1日～5月31日

3. 給付金額／給付期間／給付時期

・給付金額

年額 48 万円

・給付期間

2 年間（学部3 年次・4 年次）

・給付時期

7 月下旬に年額を一括給付

4. 採用人数

10 名

5. 応募手続

(1) 応募書類

- ① 奨学生願書（所定の様式を用いて作成したもの）
- ② 在学証明書（在学期間が発行するもの）
- ③ 成績証明書（在学期間が発行するもの）

- ④ 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの）
- ⑤ 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）
- ⑥ 個人情報取り扱いに関する同意書（所定の様式を用いて作成したもの）

※「応募書類の手引き」を必ずお読みの上でご用意ください。

※①, ⑥の様式はホームページからダウンロードしてください

（２）応募方法

応募書類一式をこの法人宛に郵送してください。

※直接の持参は受け付けておりません

※応募締切は令和 7 年 5 月 31 日必着とさせていただきます

（３）応募・問い合わせ先

公益財団法人 KAWAJIRI FOUNDATION 事務局 奨学金事業係

〒102-0084

東京都千代田区二番町 1 番 2 号 番町ハイム 108 号室

TEL : 03-6265-4976

FAX : 03-6265-4977

Mail : info@kawajiri-foundation.org

URL : <https://www.kawajiri-foundation.org/>

6. 選考及び採用の決定

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が採用を決定します。

- ・選考結果は採否に関わらず令和 7 年 7 月中旬に本人及び在学期に書面で通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由についてはお答えいたしません。
- ・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とします。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

7. 選考方法

書類選考により審査します。

8. 奨学金の給付

指定口座への振込払いとします。

9. 奨学生の義務

奨学生となった方には、学部4年次に在学証明書・成績証明書、卒業年に卒業証明書・成績証明書を提出いただきます。また、就学状況・生活状況について確認を求められた際は、すみやかに応じていただく必要があります。

10. 届出

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出ていただく必要があります。

- 一 休学、復学、転学（留学含む）又は退学したとき
- 二 停学、除籍その他の処分を受けたとき
- 三 正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
- 四 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき
- 五 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- 六 氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

11. 奨学金の休止、停止、廃止

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を休止、停止、又は廃止することがあります。

- 一 休学、転学（留学含む）又は退学したとき
- 二 停学、除籍その他の処分を受けたとき
- 三 正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったとき
- 四 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき
- 五 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- 六 学業成績が著しく不良となったとき
- 七 応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき
- 八 奨学生の義務を怠ったとき
- 九 その他、奨学生として適当でない事実があるとき